

クロアチアにおける学習指導要領と現代史教育

石田信一

はじめに

バルカン半島西部に位置するクロアチア共和国は一九九一年から九二年にかけて激しい内戦（クロアチアでは「祖国戦争」と呼ばれる）を経て旧ユーゴスラヴィア連邦から分離・独立した新興国家である。あらゆる分野において独立と同時に連邦時代とは異なる諸制度が適用されていったが、学校教育における諸改革は必ずしも順調に進展しなかった。九〇年代半ばに新たな学習指導要領（Nastavni plan i program）が制定されるとともに、それまでの国定教科書制にかわって複数教科書選択制が導入されたものの、その内容には連邦時代からの継承性をはっきりと認められる。もとより旧ユーゴスラヴィア連邦ではクロアチアを含む六つの構成共和国（および二つの自治州）に学校教育上の自治権が認められており、現在のクロアチア国家が目標としているような「クロア

チア国民」のための教育を可能にする素地が存在していた。そのため、とくに「歴史」に関して言えば、現在の学習指導要領およびそれに準拠した教科書は、連邦時代の学習内容から「ユーゴスラヴィア史」的な部分を削除したものに過ぎないと見ることもできる。

二〇〇〇年にクロアチアで政権交代が実現し、それまでの民族主義路線から国際協調路線への転換がはかれると、とくに学校教科書に大きな変化が訪れた。教科書複数化に拍車がかかり、なお厳しい制約があるものの、教科書ごとに取り上げるテーマやその解釈の点で違いが生じるようになったのである。さらに、二〇〇四／〇五年度には小学校のすべての科目を対象として「知のカタログ」（Katalog znanja）と呼ばれる新たな学習指導要領の作成が始まり、さらに「クロアチア国家（国民）教育基準」（HINOS: Hrvatski Nacionalni Obrazovni Standard）と名称を変更して、より

体系的なものに整理する作業が継続中である⁽¹⁾。その意味で新指導要領はなお最終確定版ではないが、すでに二〇〇五／〇六年度から一部の小学校で暫定版が試行的に導入されている。目下、二〇〇六／〇七年度までに新指導要領を最終確定版とし、すべての小学校に導入することが見込まれている。

本稿では、クロアチアにおけるこうした学習指導要領およびそれに準拠した教科書の内容上の変化について、初等教育における「歴史」、なかでも現代史教育を中心に考察する⁽²⁾。なお、現在のクロアチアの学校教育制度では、義務教育である初等教育を八年制の小学校が、義務教育ではない中等教育を四年制の中学校（ギムナジウムや実業学校）が担うことになっているが、「歴史」は小学校の五年生から八年生および中学校の全年年を対象とする科目となっている。学年ごとに異なる教科書を使用するため、教科書は小学校で四冊、中学校で四冊持つことになる（複数教科書制のため、それぞれ四〜七種類の選択肢があるが、使用する教科書を決めるのは教師の権限である）。ただし中学校の授業科目は選択制なので必ずしも全年年で学ぶとは限らないし、当面は初等教育に限って新たな学習指導要領が作成されているので、本稿でも初等教育のみを分析の対象として取り上げることにした。また、前述の通り、新指導要領はあくまで暫定版の形でしか提示されていないので、最終確定版が大幅に修正されたものとなる可能性があることをお断りしておく。

一 現在の学習指導要領の特徴

現在の学習指導要領はその成立時から多くの問題を孕むものであった。一九九〇年代の「祖国戦争」が継続しクロアチア・ナシヨナリズムが高揚する特殊な時代状況の中で、必ずしも十分に議論を尽くさないまま、とくに「歴史」に関しては歴史教育の専門家ではない研究者を立案者として作成されたものなのである⁽³⁾。内容的には、前述の通り、旧ユーゴスラヴィア連邦時代の学習指導要領を一定程度継承しつつ、そこでの「ユーゴスラヴィア史」的な部分（ユーゴスラヴィア形成の歴史やユーゴスラヴィアを構成していた諸民族の歴史）を削除していることが最大の特徴である。政治史を中心に「世界史」（ただし極端にヨーロッパ中心であるが）の内容と「国民史」の内容を交互に年代順に叙述していく手法には変わりがないが、かつては必然的に「ユーゴスラヴィア史」的な部分を多く含むものであった「国民史」が現在ではもっぱら「クロアチア史」に置き換わっているのである⁽⁴⁾。

連邦時代からの継承性には留意すべきであるが、やはり「ユーゴスラヴィア史」の削除が抜本的な変化を伴うものであったことは否定できない。従来は「世界史」と「ユーゴスラヴィア史」と「クロアチア史」がバランスよく配置されていたのに対して、現在では「クロアチア史」の占める比率が圧倒的に高くなっているのである。こうした「国民史」への傾斜は、前述のクロアチア・ナ

シヨナリズムの高揚を反映したものであるが、近隣諸国やマイノリティへの配慮がほぼ全面的に欠如していることに加え、「世界史」と「クロアチア史」を結合させるはずの「ユーゴスラヴィア史」的な部分を意図的に削除したために、非常に断片的な内容となっているという印象を拭えない。学校教科書は学習指導要領にほぼ忠実に執筆されているため（そのような社会的要請がある）、こうした評価は教科書にも同様にあてはまる。

もつとも、歴史教科書の複数化によって、教科書ごとに取り上げるテーマやその解釈の点で違いが生じるようになったことは確かであり、「国民史」中心の叙述からの脱却をはかろうとする試みが見られるものも出現している。ただし、こうした試みは一部の歴史教育の専門家からは歓迎されても、マスコミや世論を通じて批判に晒されることが多く、教育現場からさえ評価されているわけではない。歴史研究者の間でも、「国民史」を軽視するかのよう な動きを激しく非難するグループがあり、執筆者・出版社にそうした圧力がかかる場合もある。やや特殊な事例だが、最近ではスニエジャナ・コレンらが主としてポドゥナヴリエ地方のセルビア系マイノリティを対象として執筆した二〇〇五／〇六年度版『現代史教科書補遺』⁵⁾が認可されず、単なる補助教材に格下げされたケースが話題となった。その意味では、新たな学習指導要領が作成されても、この種の問題は完全には解決されないと考えられる。

なお、現在の学習指導要領には、実際の授業時間に対応した単

元および内容説明が設けられている。現代史に該当する小学校八年生向け「歴史」に関して言えば、四一単元が存在する。以下、すべての単元を列記することにする。

〔両大戦間期〕

- ① 戦勝国・敗戦国とヨーロッパにおける新興国家
- ② スロヴェニア人・クロアチア人・セルビア人国家におけるクロアチア
- ③ クロアチアのセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人（SHS）王国への参加
- ④ 講和条約と交渉
- ⑤ クロアチアの国土の損失
- ⑥ SHS王国におけるクロアチア人の不満の初期の表明
- ⑦ スティエパン・ラディッチ―最大のクロアチア人政党の指導者
- ⑧ その他の政党におけるクロアチア人の役割
- ⑨ ソヴィエトロシアにおける出来事
- ⑩ トルコにおける民族運動
- ⑪ イタリアにおけるファシズムの出現と勝利
- ⑫ ベオグラードの国会でのクロアチア人代議員の殺害事件
- ⑬ 国会での殺害事件後のクロアチアにおける反体制抗議活動
- ⑭ 「一月六日独裁」に抵抗するクロアチア民族
- ⑮ 世界恐慌（一九二九―三三年）
- ⑯ ドイツにおけるナチスおよび日本における軍国主義の勝利
- ⑰ 国際連盟
- ⑱ 中央集権主義と大セルビア覇権主義の枠組におけるクロアチアの地位
- ⑲ クロアチア問題とその解決
- ⑳ クロアチア自治州の創設
- ㉑ 世界における科学・技術・文化・スポーツの発達
- ㉒ クロアチアにおける科学・教育・文化・スポーツの成果

〔第二次世界大戦〕

①第二次世界大戦の開始と経過（ポーランド侵攻からギリシア征服まで） ②「クロアチア独立国」の成立 ③世界における戦争その他の出来事（一九四一～四三年） ④クロアチアにおける抵抗運動と反ファシスト闘争 ⑤反ファシスト連合国の戦争における成功 ⑥ユーゴスラヴィア連邦の創設とクロアチア国家の成立、ZAVNOH（クロアチア人民解放反ファシスト全国評議会）、AVNOJ（ユーゴスラヴィア人民解放反ファシスト評議会） ⑦反ファシスト連合国の勝利 ⑧第二次世界大戦終結時および終戦直後のクロアチア

〔第二次世界大戦後〕

①和平樹立後の世界情勢と諸関係 ②国際連合の組織と活動 ③脱植民地化と新たな独立国家の誕生 ④地域紛争と政治危機 ⑤社会主義ユーゴにおけるクロアチア（一九四五～四七年） ⑥社会主義ユーゴにおけるクロアチア（一九四八～六五年） ⑦社会主義ユーゴにおけるクロアチア（一九六五～八九年） ⑧共産主義者による社会主義と一党支配の崩壊 ⑨自立した主権国家クロアチアの誕生（一九九〇年） ⑩クロアチア—自立し主権を有する国際的に承認された国家 ⑪一九四五年から現在に至る世界およびクロアチアにおける科学・技術・文化・スポーツ

二 新たな学習指導要領の特徴

新たな学習指導要領の最大の特徴は、全般的に学ぶべき事項を減らし、「ゆとり」を持たせたことにある。「歴史」に関しても、従来のように実際の授業時間数に対応した単元別（三八～四〇單元）の詳細な内容提示を避け、各学年の学習内容を大雑把に一一～一二のテーマに分け、各テーマの基本項目および重要な用語・人名・年代を列記する形に改められている。また、全体的な授業時間数は定められているとはいえ、教師は単元の時間的制約を受けない。さらに、各テーマの授業時間を自由に配分して良いことになっている。さらに、教師の授業運営方法に応じて各テーマの学習順序を自由に組み替えることや、ここに提示されていない独自のテーマを年間二つか三つほど追加することが認められている。こうした独自のテーマとしては、郷土史や少数民族のプログラムなどが例示されている。それでも、これまで軽視されてきた文化史的記述が大幅に増えていることを除けば、学習内容全般が大きく変化したとは言い難いことも事実である。

なお、新指導要領では、教科書に記載されている内容のすべてを取り上げる必要はなく、教師が自由に選択して良いとされている。逆に、これまで当然視され、教育現場からも強く要請されてきた学習指導要領と教科書との内容上の一致が今後も継続されるかどうか興味深い点であろう。

新指導要領における大テーマは、前項と同じく小学校八年生向け「歴史」に関して言えば、下記のとおりである（「第一のユーゴスラヴィア」とは、両大戦間期の南スラヴ統一国家Ⅱ王国を指す表現であり、第二次世界大戦後の社会主義連邦国家としての「第二のユーゴスラヴィア」と区別される）。

- ①ヴェルサイユ体制 ②両大戦間期のリベラル民主主義 ③両大戦間期の全体主義体制 ④第一のユーゴスラヴィアにおけるクロアチア ⑤両大戦間期における科学と文化の発達 ⑥第二次世界大戦 ⑦冷戦時代の世界 ⑧脱植民地化 ⑨共産主義体制とその崩壊—ヨーロッパ的文脈におけるユーゴスラヴィアの事例 ⑩現代クロアチア国家の起源と発展 ⑪統合に向かうヨーロッパ ⑫現代の世界

三 具体的事例（一）両大戦間期のクロアチア

新旧の学習指導要領の変化あるいは継承性を確認するために、以下に三つの事例を取り上げ、比較分析を行いたい。

まず、第一の事例として、両大戦間期のクロアチア（文化史を除く）を取り上げた部分について見てみよう。現在の学習指導要領では前述の「両大戦間期」のうち②③、⑤⑧、⑫⑭、⑱⑳の合計一二單元が、そして新たな学習指導要領では④の大テーマ（第一のユーゴスラヴィアにおけるクロアチア）の一部が、

これに該当する。いずれも、詳細な内容説明があるので、それを確認したい。

〔現在の学習指導要領〕

- スロヴェニア人・クロアチア人・セルビア人国家におけるクロアチア（オーストリアⅡハンガリーとの国法上の関係の断絶、スロヴェニア人・クロアチア人・セルビア人国家の領土と統治機関）
- クロアチアのセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人（S H S）王国への参加（広範な南スラヴ国家への志向、ザグレブでのスロヴェニア人・クロアチア人・セルビア人民族評議会の会合、ステイエパン・ラディチの態度、代表団・「指示書」およびクロアチアのS H S王国への合併の手法）
- クロアチアの国土の損失（クロアチアのアドリア海沿岸地方に対するイタリアの野心、アドリア海問題、ラパロ条約とクロアチアにもたらした結果）
- S H S王国におけるクロアチア人の不満の初期の表明（権利党の宣言、ザグレブのイエラチ総督広場における流血事件、クルーナ紙幣の意味、兵士・農民への打撃、家畜の徴発に対する反乱）
- ステイエパン・ラディチ—最大のクロアチア人政党の指導者（ステイエパン・ラディチ—クロアチア大衆農民党の創設者・

指導者、セルビア王国との無条件合併の反対者、共和制への願望)

●その他の政党におけるクロアチア人の役割(さまざまな政党グループが生じた背景、クロアチア権利党、クロアチア同盟、クロアチア連邦農民党、ユーゴスラヴィア共産党)

●ベオグラードの国会でのクロアチア人代議員の殺害事件(ラディチの国民運動の拡大、急進党との協定、農民・民主連合の成立と活動、ベオグラードの国会での殺害事件、ヴィドヴダン憲法における国王の権限)

●国会での殺害事件後のクロアチアにおける反体制抗議活動(デモ、議会活動への参加拒否、亡くなった代議員の葬儀、クロアチア諸団体のベオグラードとの絶縁、農民・民主連合の声明、クロアチア農民党派の強化、ステイエパン・ラディチの告別式、ザグレブに対する新たな挑発とクロアチア人の回答)

●「一月六日独裁」に抵抗するクロアチア民族(独裁宣言、ウスタシャ運動の成立、クロアチアにおける迫害と在外クロアチア人の抵抗運動、クロアチアの国家領域の分断)

●中央集権主義と大セルビア覇権主義の枠組におけるクロアチアの地位(中央集権主義と大セルビア覇権主義、クロアチアの国家領域における経済的搾取と経済発展の阻害、国家公務員上級職におけるクロアチア人の比率の低さ、クロアチア諸地方から出て行く移民)

●クロアチア問題とその解決(クロアチア問題の本質、クロアチア人に対する体制側の行為の残酷さ、クロアチアの国民的抵抗、クロアチア問題の恒常化)

●クロアチア自治州の創設(クロアチア民族に支持された政治家たち、クロアチア自治州の成立、ツヴェトコヴィチリマチエク協定の反対者、クロアチア自治州の状況)

〔新たな学習指導要領〕

●第一のユーゴスラヴィアにおけるクロアチア

●国際的諸事件との関連におけるスロヴェニア人・クロアチア人・セルビア人国家およびセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の成立。ユーゴスラヴィア委員会とコルフ宣言。統一の支持者と反対者。

●セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の国境、ラパロ条約とローマ合意による取決め。新国家の国際的地位。

●セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国における生活の特徴と新国家におけるクロアチアの地位。

●セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の民族・宗教体制。

●一九二〇年代・三〇年代の経済・社会状況―不均衡な経済発展(工業・農業)、農村と都市(人口過剰、農地改革、都市の発展、労働者の地位と労働法、移民、世界恐慌の影響)

響など)。

●文化・科学の発達—教育・文化の発達(文学・絵画・音楽)、スポーツ。ラジオ・ザグレブ。

●新国家の形態に関するさまざまな構想(ユーゴスラヴィア・ユニタリズム、大セルビアとしての新国家、連邦/国家連合、独立したクロアチア国家、ソヴィエト・モデルなど)。ヴィドヴダン憲法の政治体制—君主制・中央集権制・ユニタリズム。議会制の時期および独裁制の時期の特徴。体制による抑圧行為。

●クロアチア自治州の成立—クロアチア問題、ツヴェトコヴィチIIマチェク協定(スポラズム)、協定の支持者と反対者。開戦後のクロアチア自治州の状況。

以上のように、両大戦間期のクロアチア(文化史を除く)を取り上げた部分に関して言えば、学習指導要領の改訂による顕著な変化は見られない。それでも、新指導要領では項目が大幅に簡略化・整理され、必ずしも年代順に記述せず、しかも政治史一辺倒にしない工夫が見受けられる。なお、文化史に関する記述は他の大テーマ(⑤)両大戦間期における科学と文化の発達)と重複する部分もあり、その調整が必要とされる可能性がある。

四 具体的事例(二) 第二次世界大戦中のクロアチア

続いて、学習指導要領の変化・継承性を、第二次世界大戦中のクロアチアを取り上げた部分を対象として検討する。現在の学習指導要領では前述の「第二次世界大戦」のうち②、④、⑥、⑧の合計四単元が、そして新たな学習指導要領では⑥の大テーマ(第二次世界大戦)の一部が、これに該当する。

〔現在の学習指導要領〕

●「クロアチア独立国」の成立(ユーゴスラヴィア王国の崩壊と分割、クロアチア独立国の宣言、クロアチア独立国の権力機構、占領軍への従属とその要望の実現、ウスタシャ体制、代弁者の運命に依存した体制、経済情勢、文化活動の組織と形態)

●クロアチアにおける抵抗運動と反ファシスト闘争(ウスタシャ占領体制への協力拒否、第一パルチザン部隊、クロアチア総司令部の創設、パルチザンの権力機構と反ファシスト組織、世界的な反ファシスト連合の一部としてのクロアチア人民による反ファシスト闘争)

●ユーゴスラヴィア連邦の創設とクロアチア国家の成立、クロアチア人民解放反ファシスト全国評議会(ZAVNOH)、ユーゴスラヴィア人民解放反ファシスト評議会(AVNJ)(ユーゴスラヴィア連邦の枠組におけるクロアチア国家の創設、クロア

チア農民党と反ファシスト闘争、第二のAVNOJユーゴスラヴィアの成立)

●第二次世界大戦終結時および終戦直後のクロアチア(終戦までのクロアチアにおけるチェトニクのテロル、クロアチアにおける最終的なパルチザン闘争の開始、ユーゴスラヴィア統一政府の成立、連邦下のクロアチア国家の最初の国政選挙、ブライブルクの犯罪とクロアチア民族の「十字架の道」)

〔新たな学習指導要領〕

●第二次世界大戦

●ユーゴスラヴィア王国の崩壊とその再建に関するさまざまな構想―王国政府、チェトニク、人民解放運動。どのようにしてユーゴスラヴィア再建に至ったのか(ユーゴスラヴィア人民解放反ファシスト評議会、連合国の立場、ティト―シユバシチ協定)。ユーゴスラヴィア民主連邦におけるクロアチア国家の誕生。クロアチア人民解放反ファシスト全国評議会とその決定。クロアチア人の人民解放運動への参加とクロアチアにとっての反ファシスト闘争の意義。交戦中の諸勢力の争い(パルチザン、チェトニク、ウスタシャ、ドモブラン、占領軍)。一般市民に対する報復と暴行。難民。

●どのようにして「クロアチア独立国」が誕生したのか。ローマ合意。ウスタシャ体制―クロアチア市民に対するテロ、人

種差別法、セルビア人・ユダヤ人・ロマ人の大量虐殺。強制収容所―ヤセノヴァツ。

●クロアチアおよびユーゴスラヴィアにおける終戦、「クロアチア独立国」の崩壊。ユーゴスラヴィア軍の進軍と「クロアチア独立国」その他の軍隊に所属していた人々およびクロアチアの一般市民のオーストリアへの逃亡とブライブルクでの受難。クロアチア人の「十字架の道」。戦争末期の大量処刑。ドイツ系・イタリア系マイノリティの被害。

前節と同じように、この部分に関しても、学習指導要領の改訂による顕著な変化は見られない。それでも、連邦時代に比べて現在の学習指導要領では明らかにトーン・ダウンしていた「クロアチア独立国」の加害者としての側面が再び強調される傾向が見られるとともに、人種差別法、セルビア人・ユダヤ人・ロマ人の大量虐殺、ヤセノヴァツ強制収容所、終戦直後のドイツ系・イタリア系マイノリティの受難などの項目が明示されていることには、クロアチア・ナシヨナリズムに基づく愛国的な歴史観から歴史教育・歴史教科書を解放するという点で大きな意義があると考えられる。

五 具体的事例 (三) 文化史・社会史

最後に、三つ目の事例として、両大戦間期から現代に至る文化史・社会史に関する部分を比較・検討したい。現在の学習指導要領では「両大戦間期」のうち⑳(世界における科学・技術・文化・スポーツの発達)、㉑(クロアチアにおける科学・教育・文化・スポーツの成果)、「第二次世界大戦後」のうち㉒(一九四五年から現在に至る世界およびクロアチアにおける科学・技術・文化・スポーツ)のあわせて三單元が、そして新たな学習指導要領では大テーマ④(第一のユーゴスラヴィアにおけるクロアチア)の一部、大テーマ⑤(両大戦間期における科学と文化の発達)と㉓(現代の世界)のすべてが、これに該当する。

〔現在の学習指導要領〕

- 世界における科学・技術・文化・スポーツの発達(新たな科学の成果、技術と生産の進歩、「第七芸術」の発達、ノーベル賞、両大戦間期のオリンピック競技)
- クロアチアにおける科学・教育・文化・スポーツの成果(科学・文学・芸術活動、クロアチアの学校教育、クロアチアの文化機関、スポーツ活動)
- 一九四五年から現在に至る世界およびクロアチアにおける科学・技術・文化・スポーツ(自然科学と技術の発展、教育・ス

ポーツ・文化の進歩、スポーツ活動、現代の世界におけるクロアチア)

〔新たな学習指導要領〕

- 第一のユーゴスラヴィアにおけるクロアチア
- セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国における生活の特徴と新国家におけるクロアチアの地位。
- 文化・科学の発達―教育・文化の発達(文学・絵画・音楽)、スポーツ。ラジオ・ザグレブ。
- 両大戦間期における科学と文化の発達
- 科学・技術の成果と経済発展および人々の日常生活への影響。
- 放射能と原子力の発見。「マンハッタン計画」と原子爆弾。新兵器Ⅱ科学・技術の発達の暗黒面。
- 科学理論(相対性理論、量子論、原子理論、「ビッグバン」理論など)。
- 医学の発達(予防接種、ペニシリン、インシュリン、受胎調節、抗生物質、外科医術の進歩など)。
- ノーベル賞。
- 社会科学の発達(歴史、社会学の出現、考古学上の大発見など)。
- 技術の発達。
- 工業化、流れ作業、工業デザイン。

- 交通—自動車、航空機、交通網の建設（高速道路、橋梁など）。
- ラジオ、テレビ、レコーダー。
- 二〇世紀前半の文化・芸術運動と文学・絵画・音楽・建築の流れ。
- 芸術・娯楽としての映画。プロパガンダに利用される映画。
- 両大戦間期のスポーツ。
- オリンピック大会その他の大きな競技会（ウインブルドン、トウル・ド・フランスなど）。
- 政治とスポーツ（一九三六年のベルリン・オリンピックなど）。オリンピックと女性。
- 現代の世界
- 二〇世紀後半の科学・技術の発達とその経済・社会・個人・環境への影響（肯定的側面と否定的側面）。
- 宇宙飛行。
- DNAの発見。発生学。クローン技術。「ヒトゲノム」計画。
- コンピューターの発達。ロボット。人工衛星。
- 医療。臓器移植。現代病—癌・ストレス・エイズ。
- 科学・技術の発達の否定的側面—軍拡競争、環境破壊、環境保護問題。
- 経済・社会の変化。
- 国境無き経済。グローバル化。二〇世紀の人口爆発とその

結果。富裕層と貧困層の分離。

- 二〇世紀後半の社会の変化—家族、女性と若い世代の地位、若者の文化。脱工業化社会の出現。
- 大衆文化、マスメディアとその影響—テレビ・音楽・映画・インターネット・WWW。二〇世紀後半の主要な文化・芸術運動と流れ。デザインとモード—文化の新領域。
- 現代世界の諸問題とその解決策。
- 戦争、飢餓と病気、犯罪、テロリズム、麻薬。
- 環境保護問題、代替エネルギーの模索。
- 現代世界における人権尊重の意義。少数民族の地位の変化。子供の権利。
- 現代世界における政治的諸関係。

一見してわかるように、この部分こそが学習指導要領の改訂による変化がもつとも顕著に見られた箇所である。現在の学習指導要領では、文化史・社会史に関する叙述の頻度が非常に低く、詳細な内容説明も欠如しているが、新たな学習指導要領では、その点が大きく改善されている（前述の通り、一部重複気味の部分があるが）。それだけでなく、全般的にマイノリティや女性・若者の地位・権利に関する叙述が増えていることも、こうした傾向と符合するものと考えられる。実際の教育現場での運用にはなお問題が残るようではあるが、きわめて重要な試みであるように思われ

る。

おわりに

これまで述べてきたように、クロアチアにおける現代史教育は従来の政治史一辺倒のあり方を見直し、文化史・社会史あるいはマイノリティ・女性・若者への視点を強化することで、一九九〇年代には支配的であったクロアチア・ナショナリズムの影響からの脱却をはかろうとしているように見える。教科書によっては、なおナショナリズムと強く結びついているものもあるが、複数教科書制で教師が自由に教科書を選択できる以上、現在の社会的要請にあわなないものは廃刊となるだけであろう（採択率自体は必ずしも教科書の質の高さを反映しているとは限らない⁽⁶⁾）。本稿では紙幅の制約もあり学習指導要領レベルでの内容分析にとどまっているが、今後は実際の歴史教科書の叙述内容を詳細に比較・検討するなどしてクロアチアの歴史教育に関する研究を継続していきたい。

なお、本稿は平成一七年度科学研究費補助金（基盤研究B）（一般）「バルカン諸国歴史教科書の比較研究」（研究代表者・柴直弘 東京大学教授）による研究成果の一部である。

注

(1) “Hrvatski nacionalni obrazovni standard po razredima osnovne škole za povijest,” verzija od 20. VI. 2005. (http://public.mzos.hr/Download/2005/08/19/Povijest_5-8r_20_06_2005.pdf) 本稿ではこの暫定版を分析の対象としている。なお、学習指導要領には邦語の定訳がない用語や表現があるため、ここでも仮訳として提示したい。

(2) クロアチアの歴史教育と歴史教科書の概要については、石田信一「クロアチアの歴史教育と歴史教科書」『跡見学園女子大学文学部紀要』三八（二〇〇五年）、一九〜三〇頁を参照。本稿で取り上げている各種の文書やデータの多くは、クロアチア共和国科学・教育・スポーツ省のウェブサイト (<http://www.mzos.hr/>) から入手することができる。また、本稿の執筆にあたり、ザグレブ大学のネヴェン・ブダク氏、ダミル・アギチチ氏、スニエジャナ・コレン氏、国立歴史研究所のイゴール・グラオヴァツ氏、フリードリヒ・ナウマン財団のスルジ・キシエヴィチ氏、プロフィール・インターナショナル社のマゲダレーナ・ナイバルリアギチチ氏ほか、多くのクロアチア研究者の情報提供および助言を受けることができた。謝意を表したい。

(3) “Nastavni plan i program za osnovnu školu,” *Prosvjetni vjesnik, Posebno izdanje*, broj 2/1999, Zagreb, 1999, pp.131-143. 中等教育の学習指導要領がこれより先行して作成されている。

(4) 一九九〇年代のクロアチア・ナショナリズムと歴史教育・歴史教科書の関わりについては、Wolfgang Hoepken, “History Education and Yugoslavia (Dis-)Integration,” Melissa K. Bokoroy et al. eds., *State-Society Relations in Yugoslavia, 1945-1992*, New York: St. Martin's Press, 1997, pp.79-104 & Alex J. Bellamy, *The Formation of Croatian National Identity: A Centuries-old Dream?*, Manchester: Manchester University Press, 2003 が詳

しい。また、クロアチアの歴史教科書における「ユーゴスラヴィア史」の叙述に関する分析を行った研究として、Magdalena Najbar-Agrić, “Jugoslavenska povijest u hrvatskim udžbenicima,” *Klio na Balkanu: Prilozi analizi stanja u nastavi povijesti u Jugoslovenskoj Evropi*, Zagreb: Srednja Europa, 2005, pp.117-133 をあげよう。

(5) Snježana Koren, Magdalena Najbar-Agrić, Tvrko Jakovina, *Dodatok udžbenicima za najnoviju povijest*, 2005. (未刊)

(6) 「小学校・中学校の教科書に関する法律」第八条に、採択後三年以上を経過して採択率が一〇%未満の教科書は認可リストから削除すると明記されている。Zakon o udžbenicima za osnovnu i srednju školu, *Narodne novine*, 177, Zagreb, 24. XII. 2001.